

教育訓練給付制度指定講座を
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省参事官
(若年者・キャリア形成支援担当)

令和 6 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定
教育訓練現況報告書（令和 5 年度実績）の回答について（再通知）

先般、貴施設に対して、「令和 6 年度教育訓練給付金の支給の対象となる厚生労働大臣指定教育訓練現況報告書（令和 5 年度実績）の回答及び専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付指定講座受給者アンケートの実施について」（令和 6 年 11 月 15 日付け開若発 1115 第 1 号厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）通知）を送付しておりますが、別添「現況報告書回答対象講座一覧」に記載している講座について、回答期限（令和 6 年 12 月 16 日）までに回答が確認できておりません。

教育訓練現況報告書は、「雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」（平成 26 年厚生労働省告示第 237 号）第 1 項第 3 号に基づき、指定講座に係る運営状況を定期的に報告いただいているものであり、当該指定講座が適正に運営されているかどうかを把握するために極めて重要なものです。別添一覧の各指定講座について、今後も教育訓練給付制度の指定講座として運営を継続する意思がある場合は、下記の最終回答期限までに必ず回答いただきますようお願いいたします。

なお、最終回答期限（令和 7 年 1 月 17 日（金））までに回答がなかった場合は、貴施設において指定講座の運営を継続する意思がないものと判断し、令和 7 年 4 月 30 日付けで指定を取り消します。

記

- 1 先に送付した実施要領を参照の上、以下の URL 又は二次元バーコードから Web 回答フォームにアクセスしていただき、回答を行ってください。

最終回答期限：令和 7 年 1 月 17 日（金）

【Web 回答フォームの URL 及び二次元バーコード】

URL：https://csc.ajis-group.co.jp/s_login.php?&SurveyID=14

短縮 URL：<https://bit.ly/mhlw2024>

(エイチティエイチ・エス://ビーンアイイ.エルワイ/エムエイエルダブリュー 2024)



- 2 上記期限までに回答がない場合、原則として、当該講座は令和 7 年 4 月 30 日付けで指定取消し（指定期間満了扱い）となります。

- 3 別添一覧に記載している講座であっても、次の（１）から（３）までに該当する講座については、回答の必要はありません。
- （１）令和６年１２月１７日以降、本通知到達までの間に既に回答を行った講座
 - （２）既に廃止届を提出した講座（行違いで本通知が届く場合がありますが御容赦ください。）
 - （３）令和７年３月３１日までに廃止を予定している講座（この場合は廃止届を提出してください。）
- 4 報告対象である令和５年度に修了者がいなかった場合であっても、修了者数０人として回答を行ってください。
- 5 何らかの事情により期限までに回答できない場合は、必ず回答期限までに下記問合せ先まで連絡ください。

以上

<別添>

現況報告書回答対象講座一覧

<問合せ先>

- 調査実施主体 ■ 厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
- 調査実施機関 ■ 株式会社エイジスリサーチ・アンド・コンサルティング
厚生労働省教育訓練給付制度に関する調査事務局
〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町 3-7727-1
電話 050-3311-0455（平日 10:00～17:00 ※土日祝、12/27～1/4 を除く）

【問い合わせフォーム】（3営業日以内に順次回答）

URL : <https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=4BSUQiHSVECyFSho-oAHm1tJz9VAFMFksdCFuPu3MXRURTFUVkxYNkdVUEIKVTZQSVJEMUpTNIvLQi4u>

短縮 URL : <https://bit.ly/mhlw135>

([エイチティビ°-イス://ビ°-アיתיー.エルワイ/エムイチエルタ°フ°リュ-135](https://bit.ly/mhlw135))

